平成２１年（フ）第２４６号
静岡県富士市大野新田64番地
債務者　根上　克己
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４７号
静岡県富士市大野新田64番地
債務者　根上　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成22年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０３５号
広島市中区舟入南３丁目18番15―102号
債務者　渡邉　　実
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２７号
新潟県五泉市船越１番地４　ヴィラシルクロード201
債務者　菅家　哲郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１号
佐賀県唐津市久里323番地33
債務者　脇山　正巳
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２８１号
富山市鹿島町２丁目５番10号
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９３号
富山市鹿島町２丁目５番10号
債務者　さけ・なかむらこと　中村　文良
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８７号
愛知県江南市河野町一色17番地
債務者　浅井　雄太
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６３７号
神奈川県伊勢原市高森２丁目18番21号　ヴィラＨＯＳＯＮＯⅡ　103号
債務者　飯嶋　丈就
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　靖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２号
兵庫県加古川市野口町長砂976―１　サーパス加古川504、住民票上の住所兵庫県小野市小田町1910番地の707
債務者　北播オフィスこと　斎藤　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５７７号
愛知県稲沢市平和町平六47番地
債務者　星野　髙光
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５３号
三重県伊勢市河崎３丁目８番17号
債務者　北川　豊廣
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
岡山県倉敷市真備町下二万2003番地
債務者　守屋　和晃
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
岡山県倉敷市真備町下二万2003番地
債務者　守屋　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
岡山県倉敷市真備町下二万2003番地
債務者　守屋須磨子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
岡山県井原市上出部町578番地１ミズタニハイツ201号
債務者　谷本　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係